

## さいたま市告示第603号

令和8年度さいたま市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）第21条第1項の規定に基づき、これを告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和8年度さいたま市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

### 2 計画書

別紙のとおり

### 3 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 4 計画の区域

さいたま市の区域全域とする。

# 令和8年度さいたま市一般廃棄物処理実施計画

令和8年4月

環境局

## 第1編 ごみ処理実施計画

### 第1 用語の意義

- 1 この計画において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。
- 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該一覧に定めるところによる。

用語	意義
家庭系廃棄物	家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。
臨時廃棄物	家庭系廃棄物のうち、引越し等によって一時的に多量に排出される廃棄物をいう。
もえるごみ	家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、家庭系及び事業系の資源物を除く、可燃性のものをいう。
もえないごみ	家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、家庭系及び事業系の資源物を除く、主に不燃性のもので最大の辺または径が90センチメートル未満のものをいう。
使用済小型電子機器等(以下「小型家電」という。)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、市が回収し認定事業者へ引渡しを行うものをいう。
粗大ごみ	家庭系廃棄物のうち、最大の辺または径が90センチメートル以上2メートル未満のもの及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則(以下「規則」という。)第13条第2号の規定に基づき市長が特に必要と認めるものをいう。
家庭系資源物	家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的とし、市の定める区分に従い、分別して収集されるびん、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック(令和8年10月1日よりプラスチック資源)、古紙類(新聞・雑誌類・ダンボール・牛乳パック・その他の紙(雑がみ))、繊維をいう。
事業系資源物	事業系一般廃棄物のうち、再生利用を目的とし、分別された紙ごみをいう。
有害危険ごみ	家庭系廃棄物のうち、蛍光灯、乾電池、スプレーかん・カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライターをいう。
適正処理困難物	家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、市の処理施設の機能に著しく支障を来すおそれがあり、適正な処理が困難となっているものをいう。
特定適正処理困難物	家庭系廃棄物に係る適正処理困難物のうち、市が規則第12条に定めたものをいう。

## 第2 ごみの排出抑制・再資源化計画

### 1 排出抑制の方法

(1) 市民に対しては、ごみの減量及び分別の徹底等の意識啓発を図るとともに、生ごみ減量化機器等購入費補助事業、団体資源回収運動補助事業の積極的な活用を呼びかけ、廃棄物の減量及び資源の有効利用の推進を図る。

(2) ごみの排出事業者に対しては、廃棄物の発生を抑制し、減量化、再資源化及び適正処理等に必要な措置を講ずるよう指導するとともに、商品の製造・販売事業者には過剰包装の自粛または長期間使用可能な製品の開発を図り、市民が容器包装等を不要とし返却する場合には回収に努めるよう協力を求める。

また、事業用大規模建築物の所有者等に対しては、一般廃棄物減量等計画書の提出及び一般廃棄物管理責任者の選任を義務付けるとともに、必要と認めた事業者に対しては立入りによる指導を行う。

### 2 再資源化の方法及び量

#### (1) 資源物及び有害危険ごみ

単位：t

種類	予定量	再資源化の方法
びん	3,485	市資源化施設、民間施設でカレットにし、指定法人に処理委託及び再資源化事業者の一部売却 選別時に発生するびん残渣については、再資源化事業者に処理委託
かん	3,475	市資源化施設、民間施設で圧縮・梱包して売却
ペットボトル	4,719	市資源化施設、民間施設で選別・梱包し、指定法人に処理委託及び民間施設に一部売却
容器包装プラスチック (令和8年10月1日より プラスチック資源)	5,010	市資源化施設、民間施設で選別・梱包し、指定法人及び再資源化事業者に処理委託
古紙	28,390	古紙問屋に売却
紙ごみ(事業系資源物)	924	専門NPO法人に委託し再資源化(選別後、溶解処理)
繊維	2,725	繊維問屋に売却
乾電池、蛍光管、 水銀体温計、ボタン電池	79	廃乾電池等処理共同企業体に処理委託 (埼玉県清掃行政研究協議会との協定に基づき、任意契約)
スプレーかん等	291	再資源化事業者に処理委託
小型家電	98	国の認定事業者に売却
草木類	6,064	民間施設における再資源化

## (2) 溶融生成物

単位：t

種類	予定量	方法
溶融スラグ	14,101	溶融炉で処理をする桜環境センターから生成したスラグ及びメタルの有効利用の促進を図る。
溶融メタル	2,221	

## (3) 破碎後の鉄・アルミ

単位：t

種類	予定量	方法
鉄	5,041	破碎施設の処理過程において、鉄及びアルミの選別処理を行う。選別処理後は売払い又は、再資源化の処理委託を行う。
アルミ	425	

## (4) 団体資源回収運動補助事業

単位：t

回収品目	予定量	方法
古紙 びん かん 繊維 金属類	10,433	団体活動の活性化及び資源物の有効利用を図るため、積極的に資源物の回収を行った団体に対し補助金を交付する。市の収集業務に支障のない範囲内で、年間2回以上の資源回収を行った団体に対して1kg当たり5円の補助金を予算の範囲内で交付する。回収された資源物は問屋等を経由して、全量が再資源化される。

## (5) 再生利用業の指定

市処理施設の処理負担軽減とリサイクル促進を図るため、さいたま市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱に基づき、再生利用業を次のとおり指定する。

- 取り扱う一般廃棄物の種類：刈草及び剪定枝

業主体	再生方法
埼玉県	各県土整備事務所(さいたま・朝霞・越谷)管内から発生する街路樹等の刈草・剪定枝を堆肥化し、公共事業等に利用する。
有限会社ガーデン森	さいたま市が管理を委託している公園・緑地から発生する剪定枝等を堆肥化し、公共施設等で利用する(さいたま市で発生したものに限る)。

### 3 その他の施策

#### (1) 市民に対する広報・啓発

年1回発行の「家庭ごみの出し方マニュアル」や「さいちゃんの環境通信」、毎月発行の「市報さいたま」及びさいたま市ホームページ等により、ごみの減量、資源化、適正処理等について市民の協力を求める。また、子供から大人まで広く市民に親しみやすいキャラクター「さいちゃん」をごみ減量及び資源化のシンボルとして広報・啓発活動に活用する。

さらに、3R<sup>\*</sup>に対する理解を深めていただくため、市内の幼稚園児・保育園児及び小学4年生を対象としたごみスクール、地域説明会への講師派遣(出前講座を含む)、小学4年生親子を対象としたリサイクル施設等見学会を実施する。

※スリーアール。Reduce(リデュース)：「ごみを出さない」、Reuse(リユース)：「くり返し使う」、Recycle(リサイクル)：「再び資源に」の頭文字



さいたま市環境キャラクター

「さいちゃん」

・さいたまの「さい」と、再利用の「再」が名前の由来。リサイクルをイメージし、円形ループの矢印で表している。

#### (2) 「さいたま市ごみ分別アプリ(さいちゃんアプリ)」の配信

スマートフォンやタブレットで使用できる「さいたま市ごみ分別アプリ(さいちゃんアプリ)」を活用し、主に若年層を対象にごみ分別意識の向上を図る。

また、「ごみ分別辞典」、「収集日カレンダー」の機能については、ホームページと連動しスマートフォン等を所有していない市民にも利用を促進する。

#### (3) 事業者に対する広報・啓発

「事業ごみの処理ガイド」を作成し、市内事業者を対象に配布している。

また、事業系ごみの適正処理をテーマにした説明会の開催や、事業者が市と協働して廃棄物の減量に取り組むことを宣言する「さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言」事業を実施し、事業者に対して適正処理やリサイクル推進の啓発をしている。

#### (4) 溶融スラグの有効利用促進

桜環境センターにおいては、最終処分場の延命化を図るため、スラグを生成することで更なる減量化を図る。スラグは、アスファルト用骨材やコンクリート二次製品用材料(歩車道境界ブロック、側溝蓋等)、埋め戻し材の土木資材として再利用することができるため、関係部局に対する積極的な利用を促す。

#### (5) 小型家電リサイクル法への対応

平成25年4月1日に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」という。)」に基づき、レアメタル(希少金属)等を含む小型家電を回収し、認定事業者に引渡すことにより、「もえないごみ」の減量及び本市の破碎処理施設の維持管理費の削減及び最終処分場の延命化を図る。

(6) 容器包装リサイクル法等への対応

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき策定した「さいたま市分別収集計画」に沿って容器包装の分別収集を実施することにより、容器包装廃棄物の再商品化促進を図る。また、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、令和8年10月からプラスチック製容器包装と併せてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施し、再商品化促進を図る。

(7) 家電リサイクル法への対応

「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)の趣旨に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物(家電リサイクル法に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。以下同じ。)であるエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL)、洗濯機・衣類乾燥機については、製造業者のもとで適正に再商品化するため、市民に対し十分な広報・周知を行い、市による収集及び処分は行わない。

(8) 資源有効利用促進法への対応

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となったもの(以下「指定再資源化製品一般廃棄物」という。)であって、指定再資源化事業者による自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められる次のものは、市民に対し十分な広報・周知を行い、市による収集及び処分は行わない。

ア 市による収集及び処分を行わない指定再資源化製品一般廃棄物  
小型制御弁式鉛蓄電池

(9) 広域で処理される一般廃棄物のリサイクルの推進

省令の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物(以下「広域認定一般廃棄物」という。)であって、法の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められる次のものは、市民に対し十分な広報・周知活動を行い、市による収集及び処分は行わない。

ア 市による収集及び処分を行わない広域認定一般廃棄物  
廃二輪自動車(原動機付き自転車を含む。)、廃消火器

イ 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加

広域認定一般廃棄物の認定を受けることで、インクカートリッジ主要メーカー4社が実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に協力し、各区役所、支所・市民の窓口、公民館、図書館、市立小・中・高等学校に使用済インクカートリッジの回収箱を設置する。回収後はメーカーに送付し、適正に再資源化を行う。

(10) 事業系食品廃棄物のリサイクルの推進

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)に基づくリサイクルを促進するため、食品関連事業者等が一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して市外の資源化施設で食品廃棄物の処分を行う場合は、搬出先自治体の了解が得られることを条件として市外搬出を認める。

(11) 事業系木質系廃棄物のリサイクルの推進

市内から多量に排出される剪定枝及び刈草については、市処理施設の焼却量削減とリサイクル推進のため、令和7年4月より市処理施設における受入れを停止し、再資源化等を目的とした中間処理施設を利用するよう誘導する。受入れを停止するにあたり、必要なこ

とは別に定める。

その他の木製廃棄物である根、株、幹並びに大型木製品類についても、再資源化等を目的とした中間処理施設の利用を推奨する。

(12) 学校給食用牛乳パックリサイクル事業の推進

環境教育・環境学習の観点から、市内小・中学校における給食用牛乳パックのリサイクルを拡充し、リサイクル基金を活用して児童・生徒たちに牛乳パックの再生品を還元することで、資源の大切さや環境に対する理解を深める。

(13) 事業系紙ごみリサイクルの推進

店舗やオフィス等の事業者から排出される紙ごみについては、NPO法人に委託し構築した再生紙原料としてのリサイクルルートへの搬入を促進するとともに、排出事業者に対しては更なる分別の徹底を求める。

(14) 事業系ごみ等の搬入物検査の実施

一般廃棄物収集運搬許可業者等が市処理施設に搬入する事業系一般廃棄物に事業系資源物、産業廃棄物、他市ごみ等が混入することを防止するため、搬入ごみの検査を適宜実施し、許可業者等に搬入ルールを周知・徹底させることにより、排出事業者の適正な分別・リサイクルを促進し、事業系一般廃棄物の減量を図る。

(15) 資源物持ち去り禁止の徹底

ステーションに排出された家庭系廃棄物のうち、規則第11条の2において規定した資源物(古紙類、かん、繊維)の所有権は市に帰属するため、資源物の持ち去りを禁止するとともに、持ち去られた資源物の流れを特定し、不正な資源物を買入れる業者に対する注意、指導を行う目的でGPS端末機による追跡調査を実施する。

(16) 適正処理困難物のリサイクルの推進

一般家庭から排出され、市で処理できない適正処理困難物(耐火金庫・オイルヒーター・エンジン機械等)については、適正処理体制の確保及びリサイクル促進のため、一般廃棄物処分業許可業者による中間処分(当該中間処理されたものが、最終的に再資源化処理される場合)を行っている。

(17) 食品ロス削減に向けた取り組みの推進

家庭系食品ロス削減施策「Saitama Sunday Soup」事業及びフードドライブ事業、並びに事業系食品ロス削減施策「チーム Eat All」事業を中心に、発生要因に応じた各種施策を実施し、食品ロスの発生抑制を図る。

(18) 市処理施設の紙ごみリサイクルの推進

市処理施設に搬入された、段ボール、新聞、雑誌等の紙ごみを古紙問屋に引渡すことでごみの焼却量の削減及びリサイクルの推進を図る。

### 第3 収集運搬計画

#### 1 分別収集計画

##### (1) 収集区域の範囲

収集区域は、市内全域とする。

##### (2) 分別区分及び排出方法

種類		市の収集方式	排出方法等	収集回数
家庭系廃棄物	資源物1類 (びん、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック(令和8年10月1日よりプラスチック資源))	ステーション収集	種類ごとに透明袋に入れる	週1回
	資源物2類 (古紙類(新聞・雑誌類・ダンボール・牛乳パック・その他の紙(雑がみ))、繊維)		古紙類は、種類ごとにひも等でしぼる又は紙袋に入れて口をしぼる 繊維はひも等でしぼる又は透明袋に入れる	
	有害危険ごみ (蛍光管、乾電池、スプレーかん・カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター)		種類ごとに透明袋に入れる	
	もえないごみ		透明袋に入れる	
	もえるごみ		透明袋又は半透明袋に入れる	
	小型家電	拠点収集	市内公共施設等に設置された回収ボックスに投入する	随時
	粗大ごみ・特定適正処理困難物	戸別収集(有料)	納付券を貼付し、申込時に指定された場所に出す	
	犬・猫等の死体		申込時に指定された場所に出す	
	臨時廃棄物	対象外	市処理施設への自己搬入又は許可業者収集	
	家庭から排出された市の処理施設で処理が困難なごみ(ただし、市指定のものに限る。)		市許可施設への自己搬入又は許可業者収集	
特定家庭用機器一般廃棄物	製造業者指定引取場所への自己搬入又は許可業者収集			
指定再資源化製品一般廃棄物のうち小型制御弁式鉛蓄電池	製造業者等による回収			
広域認定一般廃棄物のうち廃二輪自動車(原動機付き自転車を含む。)及び廃消火器	廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口へ持ち込み 製造業者等による回収			
事業系一般廃棄物	対象外	市処理施設又は市許可施設への自己搬入又は許可業者収集		

- (3) ステーション収集における収集日及び収集開始時刻
- ア 収集日  
地域ごとに定めた曜日に収集を行う(定曜収集)。地域の収集曜日は、令和8年4月発行の「家庭ごみの出し方マニュアル」に記載のとおりとする。
- イ 収集開始時刻  
午前8時30分からとする。ただし、一部のもえるごみの早朝収集地区は午前5時30分からとする。早朝収集地区は、同マニュアルに記載のとおりとする。
- (4) 小型家電の回収  
電気や電池で動作する家電製品(その付属品も含む)のうち、市内55カ所に設置した専用の回収ボックスの投入口(30センチ×15センチ)に入るもの、及び、西部環境センターを除く市内3カ所にある清掃センターに持ち込まれる特定対象品目を回収。また、電池回収ボックスでは乾電池、二次電池、ボタン電池の回収を行う。
- (5) 粗大ごみ等の収集  
家庭系廃棄物のうち、最大の辺又は径が90センチメートル以上2メートル未満のもの及び規則第13条第2号の規定に基づき市長が特に必要と認める以下のものについては、戸別収集により収集する。  
・規則第13条第2号で定める市長が特に必要と認める一般廃棄物は、次のとおりとする。  
ダンベル、鉄アレイ、ボウリングの玉、瓦・ブロック・レンガ(4個までを1品とする)、タイヤチェーン(ゴム製を含む)、漬物石、将棋・囲碁盤、その他必要と認める一般廃棄物
- (6) ふれあい収集  
ごみ収集所への排出が困難なひとり暮らしの高齢者及び障害者等を対象に、原則として週1回、戸別訪問による無料収集を行う。
- (7) 排出禁止物の種類  
一般廃棄物のうち、収集時の危険や市処理施設の機能に著しく支障を来すおそれのある次のものは、排出禁止物とする。  
ア 有害性のある物又は、有害性物質を含む物  
イ 危険性のある物  
ウ 爆発性又は引火性のある物  
エ 著しく悪臭を発する物  
オ 特別管理廃棄物  
カ その他、市処理施設で処理できないもの
- (8) 一般廃棄物収集運搬業者の許可  
事業系一般廃棄物及び臨時廃棄物収集運搬許可業者は別表のとおりとする。  
※一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない(詳細は「さいたま市一般廃物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり)。

## 2 排出予定量

### (1) 家庭系廃棄物(ごみ)

単位：t

種 類	予定量
もえるごみ	205,489
もえないごみ(有害危険ごみを含む)	19,850
小型家電	98
粗大ごみ・特定適正処理困難物	2,680
資源物(団体資源回収を除く)	62,824
計①	290,941

### (2) 事業系一般廃棄物(ごみ)

単位：t

種 類	予定量
もえるごみ	88,113
もえないごみ	152
資源物(紙ごみ)	924
計②	89,189

単位：t

ごみの排出量合計(①+②)	380,130
---------------	---------

### (3) 犬・猫等の死体

単位：頭

種 類	予定量
犬・猫等の死体	6,270

## 3 他市からの受け入れ量

埼玉県清掃行政研究会にて実施しているごみ処理施設県内協力体制に基づき、ごみの受け入れを行う。

単位：t

種 類	予定量
もえるごみ	0

※ごみの種類は、本市のごみの区分による。

#### 4 収集・運搬についての実施主体

##### (1) 家庭系廃棄物

種 類		実施主体	
資源物 1類	びん	委託	
	かん		
	ペットボトル		
	容器包装プラスチック（令和8年10月1日よりプラスチック資源）		
資源物 2類	古紙類（新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、その他の紙）		
	繊維		
有害 危険 ごみ	蛍光灯、乾電池、スプレーかん・カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター		
もえないごみ			
もえるごみ			直営・委託
粗大ごみ・特定適正処理困難物			委託
小型家電		一時保管場所までは直営 一時保管場所で引渡し	
臨時廃棄物		許可業者等	
家庭から排出された市の処理施設で処理が困難なごみ（ただし、市指定のものに限る。）			
特定家庭用機器一般廃棄物			
指定再資源化製品一般廃棄物のうち 廃パーソナルコンピュータ及び廃密閉型蓄電池		一時保管場所までは直営 一時保管場所で引渡し 製造業者等	
広域認定一般廃棄物のうち 廃二輪自動車（原動機付き自転車を含む。）及び廃消火器		製造業者等	

##### (2) 事業系一般廃棄物

種 類	実施主体
事業系一般廃棄物	排出者・許可業者

##### (3) 犬・猫等の死体

種 類	実施主体
犬・猫等の死体	委託

#### 第4 中間処理計画

##### 1 中間処理の実施主体及び処理方法

###### (1) ごみ処理

種 類		実施主体	処理方法	
資源物 1類	びん	直営・委託	選別	
	かん		選別・プレス	
	ペットボトル			
	容器包装プラスチック（令和8年10月1日よりプラスチック資源）			
資源物 2類	古紙類(新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、その他の紙(雑がみ))	古紙問屋	直接売却	
	繊維	繊維問屋		
有害危険 ごみ	蛍光灯、乾電池、スプレーかん・カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター	直営・委託	選別・破碎・焼却	
			もえないごみ	焼却・破碎
			もえるごみ	焼却・熔融
小型家電	国の認定事業者	破碎・選別・抽出等		
粗大ごみ・適正処理困難物	直営・委託・許可業者・製造業者等	焼却・破碎・選別等		
臨時廃棄物	直営・委託・許可業者	焼却・破碎		
家庭から排出された市の処理施設で処理が困難なごみ(ただし、市指定のものに限る。)	許可業者	選別・破碎		
特定家庭用機器一般廃棄物	製造業者等	製造業者等による再資源化		
指定再資源化製品一般廃棄物のうち 廃パーソナルコンピュータ及び廃密閉型蓄電池	許可業者	破碎・選別・抽出等		
	製造業者等	製造業者等による再資源化		
広域認定一般廃棄物のうち 廃二輪自動車(原動機付き自転車を含む。)及び 廃消火器	製造業者等	製造業者等による再資源化		
事業系一般廃棄物	排出者・直営・委託・許可業者	焼却・破碎・選別・梱包・堆肥化等		

## (2) 犬・猫等の死体

種 類	実施主体	処理方法
犬・猫等の死体	委託	火葬・供養

## 2 処理施設の概要

## (1) 焼却施設

施設名	所在地	形 式	処理能力	処理予定量
さいたま市 西部環境センター	さいたま市西区 宝来 52 番地 1	全連続燃焼式 焼却炉	300t/24h (100 t × 2 炉)	32,530 t
さいたま市 見沼環境センター	さいたま市見沼区 膝子 626 番地 1		420t/24h (140 t × 3 炉)	92,589 t
さいたま市 クリーンセンター大崎	さいたま市緑区 大崎 317 番地		450t/24h (150 t × 3 炉)	102,530 t
さいたま市 桜環境センター	さいたま市桜区 新開 4 丁目 2 番 1 号	シャフト炉式 ガス化熔融炉	380t/24h (190 t × 2 炉)	86,581 t

## (2) 破碎処理施設

施設名	所在地	形 式	処理能力	処理予定量
さいたま市 クリーンセンター大崎	さいたま市緑区 大崎 317 番地	横形衝撃剪断 併用回転方式	50t/5h	8,332 t
さいたま市 桜環境センター	さいたま市桜区 新開 4 丁目 2 番 1 号	低速二軸切断式 (一次破碎機) 縦型式 (二次破碎機)	44.8t/8h	7,938 t
さいたま市 見沼環境センター	さいたま市見沼区 膝子 626 番地 1	低速二軸切断式 (一次破碎機) 縦型高速回転 (二次破碎機)	28t/5h	5,489 t

## (3) 資源化処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理予定量
さいたま市 見沼環境センター	さいたま市見沼区 膝子 626 番地 1	びん 14 t /5h かん 7 t /5h	2,132t 1,444t
さいたま市 桜環境センター	さいたま市桜区 新開 4 丁目 2 番 1 号	びん 23.7 t /5h	4,551t
		かん 12.5 t /5h ペットボトル及び容器包装プラスチック（プラスチック資源） 26.8 t /5h	2,275t 5,500t
岡安商事(株)	さいたま市岩槻区 浮谷 1020 番地 1	スプレーかん等 4.6 t /5h	291t
野村興産(株) イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町 富士見 217 番地 1	乾電池、ボタン電池 100.8 t /日 蛍光管 50.3 t /日	75t 4t
(有)太盛 リサイクルセンター	さいたま市浦和区 大原 5 丁目 12 番 1 号	びん 5.0 t /8h かん 5.0 t /8h ペットボトル 48.7 t /日 容器包装プラスチック （プラスチック資源） 78.2 t /日	495t 417t 4,215t 4,616t
エコペーパー リサイクルセンター見沼	さいたま市見沼区 深作 3 丁目 41 番 10 号	事業系紙ごみ(保管)	200t
ガラスリソーシング(株)	千葉県銚子市 春日町 740 番地 1	びん残渣 50 t /h	300t

## (4) 一般廃棄物処分業許可者の処理施設

施設名	所在地	処理能力
(有)みどりサービス 中間処理施設	さいたま市緑区 南部領辻 3871 番地 1	木くず、刈草類 195 t /8h(破碎)
(有)太盛 リサイクルセンター	さいたま市浦和区 大原 5 丁目 12 番 1 号	木くず、刈草類、大型木製品、適正処理 困難物 120 t /8h(破碎)+80 t /8h(破碎)
(株)藤榮商事 岩槻リサイクルセンター	さいたま市岩槻区大字 末田 2048 番 2	木くず、刈草類、大型木製品 95.8 t /8h(破碎)

## (5) 事業系一般廃棄物等の市外処理施設

施設名	所在地	処理能力
(株)アイル・クリーンテック 寄居工場	埼玉県大里郡寄居町 大字三ヶ山 328 番地 彩の国資源循環工場内	食品廃棄物 108 t / 日 (堆肥化)
(株)ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場	埼玉県所沢市 林 1 丁目 299 番地 8	食品廃棄物 37.5 t / 24h (発酵乾燥)
勝田環境(株)	茨城県ひたちなか市 大字高野 1967 番地 2	一次破碎後の木質チップ 240 t / 8h(破碎)
オリックス資源循環(株) 寄居工場	埼玉県大里郡寄居町 大字三ヶ山 313 番地 彩の国資源循環工場内	可燃ごみ・不燃ごみ 450 t / 日(焼却・ 熔融)
オリックス資源循環(株) 寄居バイオガスプラント	埼玉県大里郡寄居町 大字西ノ入 3050 番地 23 彩の国資源循環工場内	事業系一般廃棄物 (可燃性のみ) 77.12 t / 日(乾式メタン 発酵)
農事組合法人 百姓倶楽部	茨城県下妻市 大木字熊ノ山 1028 番地 1	食品廃棄物 10 t / 日 (堆肥化)
(株)J バイオフードリサイク ル	神奈川県横浜市鶴見区 末廣町 2 丁目 1 番 5 号	食品廃棄物 210.6 t / 日 (メタン発酵)
(株)安産社	東京都板橋区 舟渡 4 丁目 12 番 15 号	感染性一般廃棄物(摘出物) 0.018 t / h(焼却)
ニューエナジーふじみ野(株)	埼玉県ふじみ野市駒林字北谷 1033 番 1	食品廃棄物 92.12 t / 日 (メタン発酵)
(株)生ごみリサイクルセンタ ー	栃木県壬生町大字藤井 1084 番地 1	食品廃棄物 4.4 t / 日 (発酵)
(株)西東京リサイクルセンタ ー	東京都羽村市緑が丘三丁目 3 番 地 3	食品廃棄物 168t / 日 (メタン発酵)
バイオエナジー(株)	東京都大田区 城南島 3 丁目 4 番 4 号	食品廃棄物 130 t / 日 (メタン発酵)

## 第5 最終処分計画

### 1 最終処分場及び資源化施設概要

#### (1) 市内処分場

単位：t

施設名	所在地	種類及び埋立予定量
さいたま市うらわフェニックス	さいたま市緑区間宮 741 番地 1	焼却灰 100
		灰固化物 500

#### (2) 市外処分場

単位：t

施設名	所在地	種類及び埋立予定量
グリーンフィル小坂(株) グリーンフィル小坂最終処分場	秋田県鹿角郡小坂町 小坂鉦山字杉沢 96 番地 29	灰固化物 900
(株)ウイズウェストジャパン 三戸ウエストパーク	青森県三戸郡三戸町大字斗内字 立花 49 番 1 外	灰固化物 2,560
(株)ウイズウェストジャパン 沼田ウエストパーク	群馬県沼田市佐山町字長萱 1 9 9 8 番 7 1 外	灰固化物 2,640
ジークライト(株) エコポート最終処分場	山形県米沢市板谷字 四郎右エ門沢 773 番地 1~2	灰固化物 900

#### (3) 残渣等の資源化施設

単位：t

施設名	所在地	種類及び搬入予定量
太平洋セメント(株) 熊谷工場	埼玉県熊谷市三ヶ尻 5310 番地	焼却灰 8,400
		ばいじん 2,600
太平洋セメント(株) 藤原工場	三重県いなべ市藤原町東禅寺 1361-1	ばいじん 500
ツネイシカムテックス(株) 埼玉工場	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山 250 番地 1 彩の国資源循環工場内	焼却灰 6,300
		灰固化物 200
(有)築館クリーンセンター	宮城県栗原市築館字上高森 49-5	灰固化物 1,500
メルテック(株)	栃木県小山市大字梁 2333 番 29	焼却灰 400
さいたま市桜環境センター	さいたま市桜区新開 4 丁目 2 番 1 号	焼却灰 5,400
		破碎不燃物等 2,440

## (4) 埋立等総予定量

単位：t

種 類	市内処分場埋立量	市外処分場埋立量	有効利用量	総計
焼却灰	100	0	20,500	20,600
破碎不燃物	0	0	2,440	2,440
灰固化物	500	7,000	1,700	9,200
焼鉄類			909	909
溶融スラグ	0		14,101	14,101
ばいじん			3,100	3,100
溶融メタル			2,221	2,221
計	600	7,000	44,971	52,571

## 2 最終処分

## (1) 埋立方法

廃棄物と覆土を交互に積み重ねるサンドイッチ方式とする。

## (2) 浸出水対策

埋め立てた廃棄物から溶出した有害成分等を含む浸出水は、水処理施設において適正に処理した後、放流する。

## 3 有効利用・処分方法

種類	有効利用・処分方法
焼却灰・ 灰固化物	一部をセメントや人工砂の原材料等として有効利用し、残量は市内または市外の最終処分場に埋立処分する。
溶融スラグ	加熱アスファルト混合物用骨材やコンクリート用溶融スラグ骨材等の土木資材として有効利用する。
破碎不燃物	溶融炉の桜環境センターにて溶融処理を行う。
焼鉄類	金属として有効利用する。
ばいじん	セメントの原材料として有効利用する。
溶融メタル	金属として有効利用する。

## 第2編 生活排水処理実施計画

### 第1 基本的事項

#### 1 生活排水処理形態別推計人口

単位：人

項 目		令和8年度	
行政区域内人口		1,375,000	
①	公共下水道	1,287,000	
②	コミュニティプラント	1,000	
③	浄化槽	合併処理	44,100
		単独処理	40,500
④	し尿くみ取り	2,700	

#### 2 処理主体

区 分	処理主体
公共下水道	市・県
コミュニティプラント	市
浄化槽	管理者
し尿くみ取り	市

#### 3 し尿及び浄化槽汚泥等の計画処理量

単位：k1

区 分	計画処理量
し尿	6,826
浄化槽汚泥	34,420
家庭吸込下水	8,906

※ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥等については浄化槽汚泥に含む。

### 第2 収集・運搬計画

種 類		実施主体	収集方法・回数
し尿	工事現場等の仮設トイレを除く	委託	戸別収集・定期世帯はおおむね20日に1回、臨時世帯は随時
	工事現場等の仮設トイレ	許可業者 (20社)	戸別収集・随時
浄化槽汚泥		許可業者 (23社)	戸別収集・随時
家庭吸込下水		委託	戸別収集

※ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥等については、浄化槽汚泥に準じる。

※浄化槽汚泥（一部し尿を含む）の収集運搬許可業者は別表のとおりとする。

※一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たに許可は行わない（詳細は「さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり）。

### 第3 中間処理計画

#### 1 し尿処理施設

施設名	所在地	搬入区分	処理方式	処理能力
さいたま市 大宮南部浄化センター	さいたま市見沼区 大字上山口新田 508 番地 1	し尿 浄化槽汚泥 家庭吸込下水	膜分離高負荷脱 窒素処理方式＋ 高度処理方式	169kl/日

#### 2 資源化(堆肥化)処理施設

単位：

t

施設名	所在地	年間処理 予定量
さいたま市 大宮南部浄化センター	さいたま市見沼区大字上山口新田 508 番地 1	203

### 第4 脱水汚泥等の資源化促進

発酵槽に脱水汚泥と生ごみを入れるとともに、副資材として木製チップを混合することで、微生物の好気性発酵を利用した堆肥化を図るなど、脱水汚泥等の資源化を促進する。

### 第5 市民及び事業者に対する広報・啓発

#### 1 公共下水道の普及促進

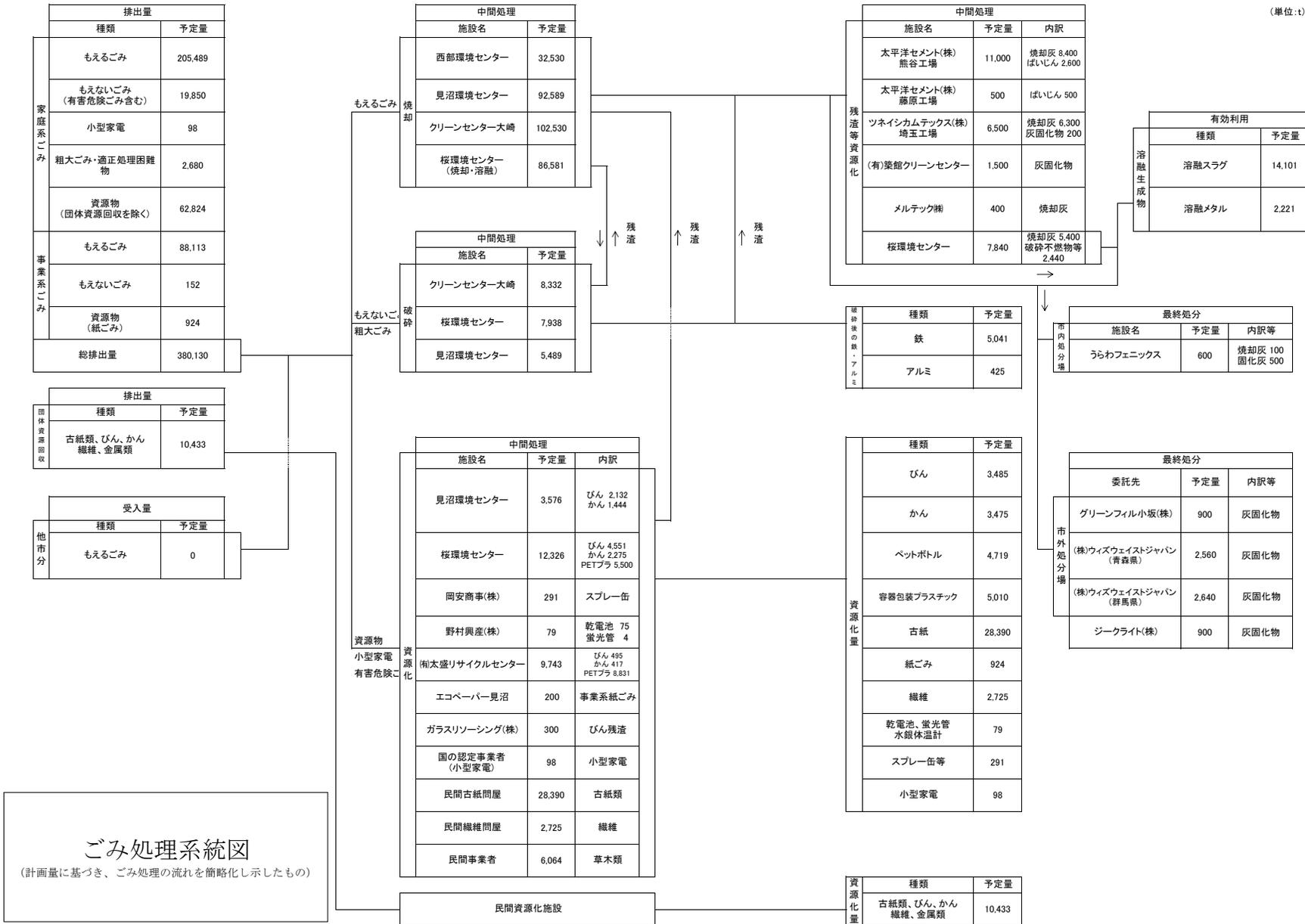
公共下水道供用開始区域において、くみ取り便所や浄化槽を利用している世帯に対しては、下水道普及指導員による戸別訪問や水洗便所改造資金貸付制度の活用などを通じて、公共下水道への切替えを促進する。

#### 2 合併処理浄化槽の普及促進

浄化槽法第12条の4の規定により指定した浄化槽処理促進区域内のくみ取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯に対して、浄化槽設置整備事業補助金制度の周知を図るなど、合併処理浄化槽への転換を促進する。

また、処理水の安定した水質を確保するため、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性についての定期的な広報・啓発活動を実施する。

(単位:t)



ごみ処理系統図

(計画量に基づき、ごみ処理の流れを簡略化し示したもの)

# 別表 さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧(令和8年4月1日時点)

許可番号	業者名	本社所在地	許可内容							
			事業ごみ			一時多量	家電	し尿	浄化槽汚泥	
			木くずのみ	道路公園清掃	ペットボトル					
101	クリーンシステム株式会社	さいたま市浦和区常盤二丁目9番10号	○	—	○	○	○	○	—	—
102	日本環境マネジメント株式会社	さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号	○	—	○	○	○	○	—	—
104	光生産研株式会社	さいたま市浦和区大原五丁目12番1号	○	—	○	○	○	—	○	○
106	株式会社オリエントプランニング	さいたま市桜区新開一丁目25番1号	○	—	○	○	○	○	—	—
107	有限会社太盛	さいたま市大宮区櫛引町一丁目381番地	○	—	○	○	○	○	○	○
108	株式会社東日本サービス	さいたま市見沼区染谷一丁目317番地	○	—	○	○	○	○	—	—
109	株式会社協和清掃運輸	埼玉県ふじみ野市駒林1101番地	○	—	○	○	○	○	○	○
110	片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作五丁目18番地	○	—	○	○	○	○	○	○
111	株式会社ワダックス	さいたま市緑区大字三室2410番地1	○	—	○	—	—	—	—	—
113	株式会社木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田三丁目1番地10	○	—	○	—	—	—	—	—
114	太誠産業株式会社	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル	○	—	○	—	—	—	—	—
115	株式会社リサイクルアシスト	さいたま市桜区道場709-29	○	—	○	○	○	○	—	—
116	エコロジック株式会社	埼玉県川口市木曾呂738番地1	○	—	○	○	○	—	—	—
118	原田商事株式会社	さいたま市桜区田島九丁目31番1号	○	—	○	○	○	○	○	○
119	株式会社セイウン	さいたま市桜区田島九丁目31番1号	○	—	○	○	○	—	○	○
120	協和商事株式会社	さいたま市浦和区神明二丁目24番3号	—	—	—	—	—	—	○	○
121	株式会社エコ計画	さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号エコ計画浦和ビル	○	—	○	—	—	—	—	—
122	株式会社誠進クリーン	埼玉県戸田市喜沢二丁目9番地63	○	—	○	—	—	—	—	—
123	有限会社ウラワ・ワコール	さいたま市緑区芝原二丁目13番12号	—	—	—	—	—	○	—	—
124	環境衛生株式会社	埼玉県草加市小山一丁目20番41号	○	—	○	—	—	○	—	—
125	相模原紙業株式会社	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目18番15号	○	—	○	—	—	—	—	—
127	株式会社十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号	○	—	○	—	—	—	—	—
129	アイル・コーポレーション株式会社	さいたま市浦和区常盤二丁目9番10号	○	—	○	—	—	—	—	—
130	株式会社加藤商事	さいたま市西区大字内野本郷297番地4	○	—	○	○	○	○	○	○
132	エスシーエス株式会社	埼玉県草加市青柳二丁目19番10号	○	—	○	○	—	—	—	—
135	アールエー環境株式会社	さいたま市中央区八王子五丁目16番2-307号	○	—	○	○	○	○	—	—
136	株式会社ウチダ	埼玉県ふじみ野市駒林18番地	○	—	○	—	○	○	—	—
137	有限会社共立商事	さいたま市北区日進町一丁目494番地35	○	—	○	○	—	○	—	—
138	有限会社埼環興業	さいたま市北区別所町242番地11	○	—	○	○	○	○	—	—
139	埼玉中央清掃株式会社	さいたま市見沼区大和田町一丁目1118番地	○	—	○	○	○	○	○	○
140	株式会社新栄商事	さいたま市見沼区春野三丁目2番12号	○	—	○	○	○	○	—	—
141	有限会社東大宮清運	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔四丁目16番地	○	—	○	○	○	○	○	○
142	株式会社高橋産商	さいたま市北区吉野町二丁目5番地12	○	—	○	○	○	○	—	—
144	有限会社イノウエ・エース	さいたま市見沼区大字片柳188番地	○	—	○	—	○	○	—	—
145	株式会社シヨーモン	さいたま市見沼区大字片柳1045番地の1	○	—	○	○	○	○	—	—
146	高橋環境サービス有限会社	さいたま市見沼区大字南中丸128番地	○	—	○	—	○	○	—	—
148	柳幸子(やなぎ商店)	さいたま市緑区宮本2丁目24番地12	○	—	○	—	—	—	—	—
149	宇佐見産業株式会社	東京都板橋区坂下一丁目22番17号	○	—	○	○	○	○	○	○
150	有限会社日環商興	さいたま市北区吉野町二丁目232番地の10	○	—	○	—	○	○	—	—
151	有限会社太田商店	さいたま市北区宮原町一丁目829番地609	○	—	○	—	○	○	—	—
152	株式会社アルファサポート	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7065番地1	○	—	○	○	○	○	—	—
153	株式会社高澤商店	埼玉県東松山市六軒町18番地13	○	—	○	—	—	—	—	—
155	株式会社高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目13番5号	○	—	○	—	—	—	—	—
157	有限会社昭栄産業	埼玉県上尾市栄町8番17号	○	—	○	○	○	○	○	○
160	有限会社白土商店	さいたま市西区大字中野林861番地の2	○	—	○	○	○	—	—	—
164	株式会社サンワ環境開発	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔三丁目190番地の2	○	—	○	○	○	○	○	○
167	株式会社細田商店	さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5ソニックシティビル29F	○	—	○	—	○	○	—	—
174	日本自動車管理株式会社	さいたま市西区大字宝来1761番地	○	—	○	○	○	○	—	—
175	株式会社エコサービス	さいたま市岩槻区大字鹿室740番地1	○	—	○	—	—	—	—	—
178	株式会社エコユニオン	さいたま市岩槻区大字横根1468番地2	○	—	○	○	○	○	—	—
179	安住環境整美株式会社	さいたま市岩槻区大字高曾根1037番地	○	—	○	○	○	○	—	○
180	株式会社ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻新山3884番地	○	—	○	○	○	○	—	—
181	株式会社大東	埼玉県戸田市川岸二丁目3番1号-305	○	—	○	○	○	○	—	—
182	大栄企業株式会社	さいたま市岩槻区大字鹿室207番地5	○	—	○	—	—	—	—	—
186	株式会社ヤマト	さいたま市岩槻区南辻25番地2	○	—	○	—	○	○	—	—
187	有限会社オカモト	さいたま市岩槻区大字釣上210番地	—	—	—	—	—	—	○	○
188	大倉商事株式会社	さいたま市岩槻区大字釣上新田498番地1	—	—	—	—	—	—	○	○
189	都市管理サービス株式会社	さいたま市岩槻区上野四丁目3番地10	○	—	○	—	—	—	○	○
194	有限会社東佑商事	さいたま市岩槻区大字釣上新田820番地	—	—	—	—	—	—	—	○
195	有限会社田口商事	さいたま市岩槻区美園東二丁目47番地8	—	—	—	—	—	—	—	○
196	須賀一男(須賀清掃)	さいたま市岩槻区大字新方須賀1080番地1	—	—	—	—	—	—	○	○
198	森住清(森住清掃)	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎2113番地	—	—	—	—	—	—	○	○
199	本間晃子(大工原清掃)	さいたま市岩槻区西原台1丁目3番98-203号	—	—	—	—	—	—	○	○
200	株式会社木浦清掃	さいたま市岩槻区大字長宮990番地1	—	—	—	—	—	—	○	○
301	有限会社鈴祥	さいたま市大宮区三橋四丁目168番地1	○	—	○	—	○	○	—	—
303	有限会社みどりサービス	さいたま市緑区大字南部領辻3871番地1	—	○	—	—	—	—	—	—

許可番号	業者名	本社所在地	許可内容							
			事業ごみ			一時多量	家電	し尿	浄化槽汚泥	
			木くずのみ	道路公園清掃	ペットロボット					
304	株式会社緑栄	さいたま市緑区大字中野田1105番地3	—	○	—	—	—	—	—	—
305	有限会社エコプランニング	さいたま市北区榎引町二丁目92番地	○	—	○	○	—	—	—	—
306	株式会社総合サービス	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7063番地5	○	—	○	—	○	○	—	—
308	株式会社JR東日本環境アクセス	東京都台東区東上野三丁目4番12号	○	—	○	—	—	—	—	—
309	有限会社ケーズクリーン	埼玉県川口市大字東内野56番地の142	○	—	○	○	○	—	—	—
310	株式会社和幸クリーン	さいたま市緑区東大門三丁目3番地4	—	—	○	—	—	—	—	—
311	株式会社菊地商事	さいたま市岩槻区大字加倉223番地2	○	—	○	—	○	○	—	—
313	有限会社ゆうかり	さいたま市大宮区大成町三丁目422番地	○	—	○	—	—	—	—	—
322	有限会社北斗	さいたま市見沼区深作二丁目33番地33	○	—	○	○	○	○	—	—
329	埼玉産業株式会社	さいたま市中央区円阿弥四丁目8番4号	○	—	○	—	—	—	—	—
337	市村産業株式会社	東京都足立区関原一丁目1番10号	○	—	○	—	—	—	—	—
338	株式会社中川総業	さいたま市大宮区天沼町二丁目1259番地10	○	—	○	—	—	—	—	—
340	三愛商事有限会社	さいたま市南区根岸三丁目17番6号	○	—	○	—	—	—	—	—
341	株式会社エムエステーカンパニー	さいたま市大宮区三橋二丁目632番地	○	—	○	○	○	○	—	—
343	株式会社昭和総合サービス	さいたま市浦和区元町三丁目23番3号	○	—	○	○	—	—	—	—
345	株式会社石井造園	さいたま市緑区馬場二丁目8番地5	—	○	—	—	—	—	—	—
346	TAKADA環境株式会社	さいたま市見沼区東大宮五丁目30番地12	○	—	○	—	—	○	—	—
347	日中通商株式会社	埼玉県春日部市下大増新田222番1	○	—	○	—	—	—	—	—
348	株式会社マルミヤ	さいたま市北区別所町64番地15	○	—	○	—	○	○	—	—
351	株式会社遠山紙業	さいたま市緑区大字大門1947番地1	○	—	○	—	—	—	—	—
353	金山商事株式会社	埼玉県川口市大字安行領根岸1324番地の5	○	—	○	—	○	—	—	—
354	株式会社トベ商事	東京都北区王子五丁目10番1号	○	—	○	—	○	○	—	—
355	株式会社ハイシステム	東京都板橋区坂下三丁目4番1号	○	—	○	—	—	○	—	—
357	泉スクラップ株式会社	さいたま市南区大字円正寺宇後新田402番地	○	—	○	—	○	○	—	—
358	浦和クリーンサービス株式会社	さいたま市緑区大字北原1557番地1	○	—	○	—	—	—	—	—
359	株式会社クオーレ	愛知県大府市松山町八丁目53番地の2	○	—	○	—	○	○	—	—
360	アークウェイ有限会社	さいたま市緑区大間木3-9-7	○	—	○	○	○	○	—	—
362	株式会社無限	さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号	○	—	○	—	—	—	—	—
364	株式会社埼玉プロテック	さいたま市桜区田島九丁目31番1号	○	—	○	○	○	—	—	—
368	ヨシイグループ株式会社	さいたま市大宮区天沼町二丁目761番地2	○	—	○	—	○	○	—	—
369	株式会社加藤商事	さいたま市西区大字中釘2228番地5	○	—	○	—	○	○	—	—
373	株式会社総美	さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺230番地4	○	—	○	—	○	○	—	—
374	有限会社新栄美創サービス	さいたま市緑区太田窪一丁目12番12号	○	—	○	—	○	○	—	—
375	株式会社エコトランスポート	さいたま市岩槻区上野三丁目1番地の18	○	—	○	—	—	○	—	—
376	SRI株式会社	埼玉県川口市西川口五丁目1番18号峯栄コーポC号1階	○	—	○	—	○	○	—	—
377	株式会社公絆	さいたま市中央区上峰二丁目18番3-1号	○	—	○	○	○	○	—	—
378	株式会社藤栄商事	さいたま市緑区大字中尾943番地2	○	—	○	—	○	○	—	—
380	有限会社野島総業	さいたま市桜区中島二丁目2番15号	○	—	○	○	○	○	—	—
382	棚橋純一(ザクラフト)	さいたま市緑区大字下山口新田26番地3	○	—	○	—	○	○	—	—
384	株式会社細田金属商店	さいたま市南区鹿手袋三丁目9番8号	○	—	○	—	○	○	—	—
385	株式会社フォースウェーブ	さいたま市北区本郷町17番地1-5-202	○	—	○	—	○	—	—	—
386	株式会社つくも	さいたま市南区南本町二丁目22-12 メゾンヴェール107号	○	—	○	—	○	○	—	—
388	株式会社HAND	埼玉県所沢市大字中富979番地	○	—	○	○	○	—	—	—
389	株式会社masuo.	さいたま市岩槻区大字笹久保735番地1	○	—	○	○	○	○	—	—
390	株式会社頼和商事	さいたま市浦和区領家四丁目15番地10号エミーライフプラザ2階	○	—	○	—	○	○	—	—
391	株式会社ホワイトロック	さいたま市中央区上峰二丁目2番4号-205	○	—	○	○	○	○	—	—
393	草加清掃有限会社	埼玉県草加市柿木町453-1	○	—	○	○	○	○	—	—
394	株式会社藤明商事	さいたま市中央区大字下落合1083番地3与野駅前プラザ507	○	—	○	○	—	—	—	—
395	ONE株式会社	さいたま市西区大字ニツ宮82	○	—	○	—	○	○	—	—
397	株式会社皆利	さいたま市岩槻区岩槻3584-1	○	—	○	○	○	○	—	—
399	有限会社飯塚商事	埼玉県北本市東間二丁目77番地	○	—	○	—	○	—	—	—
400	さいたまベスト株式会社	さいたま市北区别所町44番13の3(8号棟3)	○	—	○	—	○	○	—	—
401	有限会社サクラブラザーズ	東京都新宿区百人町一丁目5番4号	○	—	○	—	○	○	—	—
402	株式会社KCT	埼玉県越谷市新越谷一丁目17番地7-301	○	—	○	○	○	○	—	—
403	K. バリュース株式会社	さいたま市西区西遊馬2131番地	○	—	○	○	○	○	—	—